

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本宮市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

本宮市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	本宮市に住民登録をしている子育てをしている世帯の、子どもの医療費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減し、もって子どもの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。 医療費の助成を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、本宮市に住所を有する子ども(年齢が出生の日から年齢18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者であるが、当該子どもが生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている場合は除く)の保護者(親権を行う者又は後見人その他子どもの養育にあたる者をいう。)であることから、対象となる住民に適切なサービスを実施するために、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする本宮市子ども医療費受給者台帳の作成 ②住民基本台帳における、住民票に記載される受給者及び子どもの住所及び受給者と子どもの続柄の確認 ③マイナンバーカード等を用いた本人確認及び本宮市子ども医療費受給資格証の発行 ④地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の受給者台帳の変更
③システムの名称	子ども医療費支給システム ・ 団体内統合宛名システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
子ども医療費受給資格者台帳情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 本宮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第9号 2. 本宮市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第2項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部 子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市 総務政策部 総務課 総務係 TEL0243-24-5301
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市 保健福祉部 子ども福祉課 子育て支援係 TEL0243-24-5375
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	



## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

